

令和3年度愛・野球博推進事業企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和3年度愛・野球博推進事業企画運営業務

2 目的

2022年プロ野球オールスターゲーム（以下、「オールスターゲーム」という。）の開催に向けた県下全域での機運醸成のほか、野球普及事業に取り組むことで野球人口拡大、競技力向上、交流人口の拡大による地域活性化等を図るとともに、本県の野球振興及び地域振興に寄与することを目的とする。

3 実施主体

愛・野球博実行委員会（以下「実行委員会」という。）

4 委託事業費

33,610,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

6 業務内容

下記(1)から(4)に掲げる事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

なお、各実施事業については、令和2年度までに実施した事業との相乗効果及び令和4年度における開催当日までの県内全域での盛り上げの実現が期待できる戦略的で計画性のある企画を提案すること。

また、企画提案に当たり、各事業の実施スケジュールを示した令和4年度までの実施計画（工程表、ロードマップ等を含む）を作成すること。

(1) 出張野球教室等の実施

次の①から③の事業を実施し、内容の企画・運営に必要な一切の業務を行うこと。

①オールスターゲーム出場経験のあるプロ野球OB選手等を招いた野球教室を実施すること。

②野球未経験者でも楽しめるストラックアウトやティーボール体験等の野球アトラクションを実施すること。

③県内外のイベント会場において、マイベースボールカード（スイングスピード等の計測スコアと顔写真が印刷されるオリジナルカード）制作ブースの出展を行うこと。

※カード制作に必要な機械設備等は実行委員会が提供するが、機器の保守管理及びカード制作に必要な消耗品に係る費用は受託者において負担すること。

(2) 広報・情報発信事業

次の①から⑦の事業を実施し、内容の企画・運営に必要となる一切の業務を行うこと。

なお、ホームページ等の運用に当たっては、デジタルマーケティングの手法を活用しながら各情報へのアクセス状況などの把握及び分析を定期的に行い、より効果的な情報発信方法を提案し、実行すること。

①シティドレッシングの実施

市内電車のラッピング装飾や県内主要商店街におけるオールスターゲームPRペナントの掲出等を行うこと。

②専用ホームページ・SNS等による情報発信

ア 愛・野球博専用ホームページの新規作成及び運営管理を行うこと。

イ 実行委員会が開設しているSNSの運営管理を継続して行うこと。

ウ 専用ホームページで制作するコンテンツについては、「愛媛県ホームページにおけるアクセシブルなコンテンツの作成に関する指針」及び「JIS X8341-3：2010（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェアサービス—第3部：www コンテンツ）のAA項目」に準拠したものとするよう努めること。

③「観光×オールスターゲーム」PR動画の制作

観光地をはじめとした県下20市町の魅力とオールスターゲームの開催をPRする動画を制作すること。

④東京ヤクルトスワローズ公式戦を活用した情報発信

【日程】令和3年8月17日（火）～18日（水）

【会場】松山・坊っちゃんスタジアム

⑤地元メディアと連携した新聞広告、テレビCM、ラジオCM等による情報発信及び愛・野球博応援団長等（ティモンディ、つば九郎、つばみ）を活用した広報活動

⑥広報物及び啓発用ノベルティグッズの制作

⑦その他愛・野球博のPRに効果的な事業

(3) 20市町盛り上げ策に対するコンサルティング業務

オールスターゲームの開催に向けた機運醸成を図るために県下20市町が実施する地域イベント等を活用した盛り上げ策に対して、次の①及び②に掲げる業務を行うこと。

①各盛り上げ策の実施に伴う課題等への提言及び助言

②各盛り上げ策の実施に伴う関係団体（一般社団法人日本野球機構、オールスターゲームのスポンサー等）との連絡調整

(4) その他

上記(1)から(3)のほか、愛・野球博事業の推進に効果的な企画を幅広く提案すること。

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 実行委員会は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、実行委員会の承諾を得なければならない。

9 著作権等

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を実行委員会に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。
- (2) 受託者は、本委託業務の成果品について、愛・野球博に係る情報発信を目的とし、かつ、営利を目的としない場合において、実行委員会の承諾を得て使用することができる。
- (3) 受託者は、本委託業務の成果品を、実行委員会の承諾を得ずに第三者に公表、貸与又は使用させてはならない。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

10 機密保持

- (1) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事前に実行委員会の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常に実行委員会と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて実行委員会と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について実行委員会の確認を得ること。また、受託者は、打合せの内容について、必要に応じてその協議録を作成し、遅滞なく実行委員会に提出すること。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託者は速やかに実行委員会と協議し、その指示を受けなければならない。